# 省　令

**○文部科学省厚生労働省令第一号**

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二号並びに第二十条第一号及び第二号の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月六日

文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

**別表一**（第二条関係）

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|---|---|---|
| 公衆衛生看護学 | 一六（一四） | |
| 公衆衛生看護学概論 | 二 | |
| 個人・家族・集団・組織の支援 | 一四（一二） | 健康危機管理を含む。 |
| 公衆衛生看護活動展開論 | | |
| 公衆衛生看護管理論 | 二 | |
| 疫学 | 二 | |
| 保健統計学 | 三（二） | |
| 保健医療福祉行政論 | 五 | |
| 臨地実習 | | 保健所・市町村での実習を含む。 |
| 公衆衛生看護学実習 | 五 | |
| 個人・家族・集団・組織の支援実習 | 二 | 継続した指導を含む。 |
| 公衆衛生看護活動展開論実習 | 三 | |
| 公衆衛生看護管理論実習 | | |
| 合　計 | 二八（二五） | |

備考　一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二　看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十三単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二を次のように改める。

**別表二**（第三条関係）

| 教育内容 | 単位数 | 備考 |
|---|---|---|
| 基礎助産学 | 六（五） | |
| 助産診断・技術学 | 八 | |
| 地域母子保健 | 一 | |
| 助産管理 | 二 | |
| 臨地実習 | 一 | |
| 助産学実習 | 一 | 実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。 |
| 合　計 | 二八（二七） | |

備考　一　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二　看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

**附　則**

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師又は助産師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一及び別表二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**○厚生労働省令第一号**

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

**第二十条**　保健師国家試験の試験科目）

保健師国家試験は、次の科目について行う。

公衆衛生看護学
疫学
保健統計学
保健医療福祉行政論
第二十二条を次のように改める。

（看護師国家試験の試験科目）

**第二十二条**　看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能
疾病の成り立ちと回復の促進
健康支援と社会保障制度
基礎看護学
成人看護学
老年看護学
小児看護学
母性看護学
精神看護学
在宅看護論
看護の統合と実践

**附　則**

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。